

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送

付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成二十五年分通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆八千九百億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額十七兆六百二十四億円とする。

- 2 平成二十六年度から平成四十年までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れに関する特例を改正するとともに、平成二十四年度に引き続き財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入

れの特例を設ける。

3 平成二十五年度における措置として「地域の元気づくり推進費」を設けるほか、地方公務員について平成二十五年七月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与費の削減を単位費用の額に反映するなど平成二十五年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。

4 平成二十五年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成二十五年度において新たに六千五十三億円を確保する。

二、施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。